

民間建設工事請負契約の改善に関する決議

平成 28 年 9 月 21 日
一般社団法人日本建設業連合会
理 事 会

日建連は、平成 25 年 4 月の「民間工事における適正な受注活動の徹底に関する決議」を始め、再々、建設業の担い手の確保・育成のため、適正な価格・工期と契約条件の確保に留意した受注活動に徹することを決議し、その実現に向け努力してきた。価格については一定の改善がみられ、工期についても改善への動きがみられるが、適正な契約条件の確保については引き続き大きな懸案となっている。

今般、国土交通省は、建築物等の安全と品質の確保を図る観点から「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針（民間工事指針）」を作成し、日建連等の建設業団体のほか、不動産協会などの発注者団体に対して、適切な民間工事請負契約関係の形成のため適切な対応をするよう通知した。

日建連としては、建築物等の安全と品質の確保と建設業の担い手の確保・育成を図るため、本日決定した「民間工事指針の活用方策」に沿って適正な契約条件の確保・形成に取り組み、価格、工期を合わせた適正な民間工事請負契約関係の確保に徹することを、理事会の総意として決議する。